

匝 瑳 市 防 災 会 議

日 時：平成26年2月26日（水）

午後1時30分から

場 所：匝瑳市民ふれあいセンター

2階 会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 「匝瑳市地域防災計画」(案) について

(2) その他

4 閉 会

匝瑳市地域防災計画（案）について

平成25年12月20日に開催された匝瑳市防災会議及び会議後の防災会議委員等からの意見等に基づき、匝瑳市地域防災計画（素案）の一部を下記のとおり修正し、匝瑳市地域防災計画（案）とした。

また、匝瑳市地域防災計画（素案）に係るパブリックコメントを平成26年1月6日から2月5日まで実施し、提出された意見はありませんでした。

記

匝瑳市地域防災計画（素案）	匝瑳市地域防災計画（案）
<p>【素案4ページ】</p> <p>第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し</p> <p>本計画は、地域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の見直しの都度、また、<u>同見直しにとどまらず、定期的な点検、検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。</u></p>	<p>【案4ページ】</p> <p>第4節 計画に基づく施策の推進及び見直し</p> <p>本計画は、地域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、本計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、国の防災基本計画や千葉県地域防災計画の<u>修正の都度見直すこととし、また、見直しにとどまらず、本計画を定期的な点検、検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。</u></p>
<p>【素案7ページ】</p> <p>5 海匝健康福祉センター（海匝保健所）</p> <p>(1) 医療施設の保全に関すること。</p> <p>(2) 医療及び助産、救護に関すること。</p> <p>(3) 防疫その他保健衛生に関すること。</p> <p>(4) 災害医療コーディネーターに関すること。</p>	<p>【案7ページ】</p> <p>5 海匝健康福祉センター（海匝保健所）</p> <p>(1) <u>医療提供体制の調整に関すること。</u></p> <p>(2) 防疫その他保健衛生に関すること。</p> <p>(3) 災害医療コーディネーターに関すること。</p>
<p>【素案9ページ】</p> <p>6 東京電力株式会社成田支社</p>	<p>【案9ページ】</p> <p>6 <u>東京電力株式会社</u></p>
<p>【素案10ページ】</p> <p>8 日本郵便株式会社</p>	<p>【案10ページ】</p> <p>8 日本郵便株式会社</p>

(中略)

- (3) 災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策被災者の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- ア 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて郵便物の料金免除
- エ 被災地あて貯付金を内容とする郵便物の料金免除

【案12ページ】

- 10 社会福祉法人匠瑛市社会福祉協議会
- (1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営並びに災害ボランティアに関すること。
- (2) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせんに関すること。
- (3) その他災害応急対策についての協力に関すること。

【案43ページ】

(中略)

- 1 常備消防体制の充実・強化
市は常備消防の充実・強化を推進するため支援を行う。
(追加)
- 2 消防団員の確保
消防団員の確保のため市の留意すべき事項
 - (1) 消防団に関する市民意識の高揚
 - (2) 処遇の改善
 - (3) 消防団の施設・設備の改善

(中略)

- (3) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。
- ア 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。
- イ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
- ウ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。
- エ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。

【素案12ページ】

- 10 社会福祉法人匠瑛市社会福祉協議会
- (1) 災害ボランティアセンターの設置及び運営並びに災害ボランティアに関すること。
- (2) 被災者に対する救護物資の配分及び避難所内での世話業務等に関する協力
- (3) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資あっせん
- (4) 災害時要援護者の支援
- (5) その他応急対策についての協力に関すること。

【素案43ページ】

(中略)

1 消防施設の整備

市は、県の支援のもと、消防施設強化事業を行う。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- (2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

市内の救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に対し、県の支援を受けながら整備に努める。

イ 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、消防団の施設及び設備に対し、県の支援を受けながら整備に努める。

2 消防職員、団員等の教育訓練

(中略)

- (2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- (ア) 初任教育（初任科）

- (イ) 専科教育（特別災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）

- (ウ) 幹部教育（初・中・上級幹部科）

- (エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、気管挿管・薬剤投与講習）

【素案247ページ】

4 消防職員、団員等の教育訓練

(中略)

- (2) 県消防学校での教育訓練（消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練）

ア 消防職員

3 消防施設の整備

市は、県の支援のもと、消防施設強化事業を行う。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握
- (2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

市は地域の救命率の向上のため、必要に応じて県の支援を受けながら、高規格救急自動車の整備に努める。

イ 消防団の施設・設備

市は地域における消防力の強化を図るため、匝瑳市消防団の施設・設備に対し、整備に努める。

4 消防職員、団員等の教育訓練

(中略)

- (2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- (ア) 初任教育（初任科）

- (イ) 専科教育（特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科）

- (ウ) 幹部教育（初・中・上級幹部科）

- (エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会）

【案249ページ】

4 消防職員、団員等の教育訓練

(中略)

- (2) 県消防学校での教育訓練（消防庁で示す「消防学校の教育訓練の基準」に基づく教育訓練）

ア 消防職員

- (ア) 初任教育 (初任科)
- (イ) 専科教育 (特別災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科)
- (ウ) 幹部教育 (初・中・上級幹部科)
- (エ) 特別教育 (訓練指導科、はしご自動車等講習会・薬剤投与講習)

【素案 82 ページ】

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】
(中略)

福祉部 9 行方不明者の捜索及び死体処理に関すること。

【素案 270 ページ】

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】
(中略)

福祉部 9 行方不明者の捜索及び死体処理に関すること。

【素案 89 ページ】

(1) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用
(中略)

- ア 関東地方非常通信協議会の構成機関である下記の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 国土交通省関係通信施設
 - (ウ) 海上保安部通信施設
 - (エ) 日本赤十字社通信施設
 - (オ) 東日本電信電話(株)千葉支店通信施設
 - (カ) 東京電力(株)通信施設
 - (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
 - (ク) 東京ガス(株)通信施設

- (ア) 初任教育 (初任科)
- (イ) 専科教育 (特殊災害科、予防査察科、危険物科、火災調査科、救急科、救助科)
- (ウ) 幹部教育 (初・中・上級幹部科)
- (エ) 特別教育 (訓練指導科、はしご自動車等講習会)

【案 81 ページ】

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】
(中略)

福祉部 9 身元不明遺体の処理に関すること。

【案 273 ページ】

【匝瑳市災害対策本部事務分掌】
(中略)

福祉部 9 身元不明遺体の処理に関すること。

【案 89 ページ】

(1) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用
(中略)

- ア 関東地方非常通信協議会の構成機関である下記の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 国土交通省関係通信施設
 - (ウ) 海上保安部通信施設
 - (エ) 日本赤十字社通信施設
 - (オ) 東京電力(株)通信施設
 - (カ) 日本放送協会千葉放送局通信施設
 - (キ) 東京ガス(株)通信施設

【素案 140 ページ】

- 4 死体の搜索処理等
(中略)
- (1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容及び安置等は警察が行い、遺族対応及び埋葬は、市長が行い、福祉部がこれに当たる。

【素案 334 ページ】

- 4 死体の搜索処理等
(中略)
- (1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容及び安置等は警察が行い、遺族対応及び埋葬は、市長が行い、福祉部がこれに当たる。

【素案 146 ページ】

- 2 電気施設
- (1) 非常態勢の組織

東京電力㈱における非常態勢は、同社の「非常災害対策マニュアル」によるが、そのうち本市に係るものは下記のとおりである。

組織	事業所	住所	電話	担当業務等
非常災害対策本部	千葉支店	千葉市中央区富士見 2-9-5	043- 224-3111	全般統轄
非常災害対策支部	成田支社	成田市花崎町822-1	0476- 24-2871	変電設備

【素案 341 ページ】

- 2 電気施設
- (1) 非常態勢の組織

東京電力㈱における非常態勢は、同社の「非常災害対策マニュアル」による

【案 141 ページ】

- 4 死体の搜索処理等
(中略)
- (1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容は警察及び海上保安部が行い、処理、埋葬は市長が行い、福祉部がこれに当たる。

【案 337 ページ】

- 4 死体の搜索処理等
(中略)
- (1) 実施機関

ア 死体の搜索、収容は警察及び海上保安部が行い、処理、埋葬は市長が行い、福祉部がこれに当たる。

【案 148 ページ】

- 2 電気施設
- (1) 非常態勢の組織

災害が発生したときは、東京電力は次により、非常災害対策本部を千葉支店に設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。また、非常災害対策本部を成田支社に設置する。

(表削除)

【案 343 ページ】

- 2 電気施設
- (1) 非常態勢の組織

災害が発生したときは、東京電力は次により、非常災害対策本部を千葉支

が、そのうち本市に係るものは下記のとおりである。

組	事業所	住 所	電 話	担当業務等
非常災害対策本部	千葉支店	千葉市中央区富士見 2-9-5	043- 224-3111	全般統轄
非常災害対策支部	成田支社	成田市花崎町822-1	0476- 24-2871	変電設備

【素案147ページ】

- ウ 震災時における危険予防措置
災害発生時といえども需要やサービス及び治安維持上原則として…

【素案342ページ】

- ウ 危険予防措置
災害発生時といえども需要やサービス及び治安維持上原則として…

【素案147ページ】

- ウ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、下記の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接その地域へ周知する。
(ア) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかに最寄りの事業所へ連絡すること。

【素案342ページ】

- ウ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、下記の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接その地域へ周知する。
(ア) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかに最寄りの事業所へ連絡すること。

店に設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、シスターム班、資料班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。また、非常災害対策本部を成田支社に設置する。

(表削除)

【案149ページ】

- ウ 震災時における危険予防措置
災害発生時といえども需要やサービス及び治安維持上原則として…

【案343ページ】

- ウ 震災時における危険予防措置
災害発生時といえども需要やサービス及び治安維持上原則として…

【案149ページ】

- ウ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、下記の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接その地域へ周知する。
(ア) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかに最寄りのカスタマーセンターへ連絡すること。

【案344ページ】

- ウ 感電事故及び漏電による出火を防止するため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、下記の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接その地域へ周知する。
(ア) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等を発見した場合は、速やかに最寄りのカスタマーセンターへ連絡すること。

【素案149～151ページ】

4 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、千葉支店を初め各営業所に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される津波警報等の各種警報について速やかに市、県へ通報する。

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、下記のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、下記のとおり応急措置を行う。

【案151～152ページ】

4 通信施設

(1) 東日本電信電話株式会社

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災等の非常災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社はその状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(削除)

イ 震災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、下記のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機等の発動準備
- c 非常用可搬型交換装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e ビル建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有する資材、物資の点検
- h 所内、所外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限の通信を確保するため、下記のとおり応急措置を行う。

(中略) 震災時の広報
震災のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって下記の事項を利用者に周知する。

(中略)

ウ 応急復旧対策
震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

【素案344・345ページ】

4 通信施設
(1) 東日本電信電話株式会社
ア 災害時の活動体制
(ア) 災害対策本部の設置
災害が発生した場合は、千葉支店を初め各営業所に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。
この場合、市、県及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制
災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。
なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される津波警報等の各種警報について速やかに市、県へ通報する。

イ 震災時の応急措置
(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備
大災害の発生とともに、下記のとおり設備、資機材の点検等を行う。

(中略) 震災時の広報
震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって下記の事項を利用者に周知する。

(中略)

ウ 応急復旧対策
震災により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事
(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

【案346・347ページ】

4 通信施設
(1) 東日本電信電話株式会社
ア 災害時の活動体制
(ア) 災害対策本部の設置
災害が発生した場合は、東日本電信電話株式会社は、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

(イ) 情報連絡体制
災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

(削除)

イ 震災時の応急措置
(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備
大災害の発生とともに、下記のとおり設備、資機材の点検等を行う。

<p>a 電源の確保</p> <p>b 災害対策用無線機等の発動準備</p> <p>c 非常用可搬型交換装置等の発動準備</p> <p>d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備</p> <p>e ビル建築物の防災設備の点検</p> <p>f 工事用車両、工具等の点検</p> <p>g 保有する資材、物資の点検</p> <p>h 所内、所外施設の巡回及び点検による被害状況の把握</p> <p>(イ) 応急措置</p> <p>災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、<u>最小限度の通信を確保するため</u>、下記のとおりに応急措置を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(ウ) 震災時の広報</p> <p>災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって下記の事項を利用者に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 応急復旧対策</p> <p>災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。</p> <p>(ア) 電気設備等を応急的に復旧する工事</p> <p>(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事</p> <p>【案170ページ】</p> <p>(4) 配電設備</p> <p>水道、新聞、放送、ガス、電鉄、公営庁、警察、消防、通信、広域避難場所 その他重要施設に対しては、優先的に送電する。</p>	<p>a 電源の確保</p> <p>b 災害対策用無線機装置類の発動準備</p> <p>c 非常用電話局装置等の発動準備</p> <p>d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備</p> <p>e 局舎建築物の防災設備の点検</p> <p>f 工事用車両、工具等の点検</p> <p>g 保有資材、物資の点検</p> <p>h 局内、局外施設の巡回及び点検による被害状況の把握</p> <p>(イ) 応急措置</p> <p>災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になり、通信が途絶するような場合においても、<u>最小限度の通信を確保するため</u>、下記のとおりに応急措置を行う。</p> <p>(中略)</p> <p>(ウ) 震災時の広報</p> <p>災害のため通信が途絶、又は利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって下記の事項を利用者に周知する。</p> <p>(中略)</p> <p>ウ 応急復旧対策</p> <p>災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。</p> <p>(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事</p> <p>(イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事</p> <p>【案167ページ】</p> <p>(4) 配電設備</p> <p>「配電線路送停電マニュアル」により定められた復旧順位による。</p>
---	--

<p>【素案362ページ】 (4) 配電設備 「配電線路送停電マニュアル」により定められた復旧順位による。</p> <p>【素案168ページ】 4 通信施設 (表中において、修正する箇所を抜粋)</p>	<p>【案365ページ】 (4) 配電設備 水道、新聞、放送、ガス、電鉄、公官庁、警察、消防、通信、広域避難場所 その他重要施設に対しては、優先的に送電する。</p> <p>【案171ページ】 4 通信施設 (表中において、修正する箇所を抜粋)</p>
<p>パケット交換サービス</p>	<p>加入電話サービス回線・パケット 交換サービス</p>
<p>総合デジタル通信サービス</p>	<p>総合デジタル通信サービス</p>
<p>重要通信を確保する機関 (第1順位) の当該回線 各1回線以上</p> <p>重要通信を確保する機関 (第1順位) の当該回線 各1回線以上</p> <p>重要通信を確保する機関 (第1順位) の各第1種、 第2種双方について、1契約回線以上。なお、システ ム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約 線以上</p> <p>重要通信を確保する機関 (第2順位) の各第1種、 第2種双方について、1契約回線以上。なお、シス テム利用のユーザー回線については各事業所毎に各 1契約回線以上</p> <p>ZC以下の基幹回線の10%以上</p>	<p>重要通信を確保する機関 (第1順位) の当該回 線各1回線以上</p> <p>第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数</p> <p>重要通信を確保する機関 (第2順位) の各第1種、 第2種双方について、1契約回線以上。なお、シス テム利用のユーザー回線については各事業所毎に各 1契約回線以上</p> <p>ZC以下の基幹回線の10%以上</p>

<p>【素案363ページ】 4 通信施設 (表中において、修正する箇所を抜粋)</p>	<p>パケット交換サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	<p>【案366・367ページ】 4 通信施設 (表中において、修正する箇所を抜粋)</p>	<p>加入電話サービス回線・パケット交換サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数
<p>総合デジタル通信サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に1契約回線以上 	<p>総合デジタル通信サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。なお、システム利用のユーザー回線については各事業所毎に各1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
<p>【素案179ページ】 東京電力(株) 千葉支社</p>	<p>1 電力の需給に関すること。 2 電力施設等の保全に関すること。</p>	<p>【案182ページ】 東京電力(株) 千葉支店</p> <p>1 電力の需給に関すること。 2 電力施設等の保全に関すること。</p>	
<p>【素案207ページ】 (4) 広報 感電事故及び漏電による出火を防止するため、下記のとおり広報活動を実施する。 ア 広報内容 (ア) 無断昇柱及び無断工事をしないこと。 (イ) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、<u>接触を避ける</u>とともに</p>		<p>【案210ページ】 (4) 広報 感電事故及び漏電による出火を防止するため、下記のとおり広報活動を実施する。 ア 広報内容 (ア) 無断昇柱及び無断工事をしないこと。 (イ) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、<u>絶対に触れずに</u></p>	
<p>【素案207ページ】 3 通信対策</p>		<p>【案210ページ】 3 通信対策</p>	

【東日本電信電話 (株) 千葉支店】

(中略)

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、千葉支店情報連絡室は、下記の場所に設置する。

設置場所 千葉支店災害対策室 (NHビル8F)

電話番号 043-211-8652(代)

【素案208ページ】

(2) 応急対策

(中略)

イ 手動通話、番号案内

(ア) 非常又は緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“1.0.2”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。

【素案230ページ】

(9) 通信施設水害防止対策

(中略)

ウ 防災行政無線設備

鋼管柱及びびパンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、…

【素案240ページ】

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

【東日本電信電話 (株) 千葉支店】

(中略)

(2) 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、千葉支店情報連絡室は、下記の場所に設置する。

設置場所 千葉支店災害対策室 (NMビル8F)

電話番号 043-211-8652(代)

【案211ページ】

(3) 応急対策

(中略)

イ 手動通話、番号案内

(ア) 非常又は緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“1.0.0”番通話に対しては、可能な限り受け付ける。

【案233ページ】

(9) 通信施設水害防止対策

(中略)

ウ 無線設備

鉄塔及びびパンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、…

【案242ページ】

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/S(地上15m)の風圧に耐え得るものになっている。

【素案240・241ページ】

(2) 塩害対策

(中略)

(イ) 変電設備

主に耐塩用がよいの使用と固定式がよい洗浄装置の設置による対策を実施している。

また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がよい洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがよいを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

【素案282ページ】

(イ) 意報・警報の取扱い

【素案327ページ】

1 防災体制の確立

(中略)

ウ 災害時の体制

県は、東日本大震災の経験と教訓を活かし、今後発生が予想される首都直下地震等の揺れの大きな地震に備え、授業中や保護者への引渡し等状況に応じた教職員の対応、また、特別な支援を必要とする児童生徒への対応等を示した「学校における地震防災マニュアル」(平成24年3月)を作成した。

各学校は、このマニュアルを活用し、児童生徒の安全確保を第一とした防災体制を確立させる。

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

【案242・243ページ】

(2) 塩害対策

(中略)

(イ) 変電設備

主に耐塩用がよいの使用と固定式がよい洗浄装置の設置による対策を実施している。

また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がよい洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、超音波洗浄式汚損検出器及びパイロットがよいを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

【案285ページ】

(イ) 注意報・警報の取扱い

【案331ページ】

1 防災体制の確立

(中略)

ウ 災害時の体制

(削除)

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

匝瑛市地域防災計画（案）の修正について

匝瑛市地域防災計画（案）について、防災会議委員の意見に基づき、下記のとおり修正する。

記

匝瑛市地域防災計画（案）【修正前】	匝瑛市地域防災計画（案）【修正後】
<p>【案124～126ページ】</p> <p>(3) 関東農政局千葉地域センターからの調達計画</p> <p>ア 米穀の調達を市長が必要と認める場合は、知事に対して給食を必要とする米穀の数量を要請し、知事は、災害応急用米穀数量等通知書により関東農政局千葉地域センター所長（以下「所長」という。）に通知する。所長は、米穀販売事業者に対して手持ち精米を知事又は知事の指定する者への売却を要請する。ただし、災害が広範囲にわたり調達量が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。</p> <p>イ 災害救助法が適用された場合で政府米の調達を要するときは、下記により処理する。</p> <p>(ア) 知事は、災害救助用米穀緊急引渡要請書により所長に要請するものとし、所長は、荷渡指図書（物品在庫数量が不明確なとき又は災害救助用米穀の所要量に変動が予想されるときは、概数荷渡指図書）を発行、交付する。</p> <p>(イ) 交通通信が途絶し、孤立して前項（ア）の手続きがとれないときは、市長は千葉地域センター地域第二課長（地域第二課長に連絡がとれない場合は、引渡しを希望する農林水産省指定倉庫の保管指導担当者である千葉地域センター職員（以下「地域課長等」という。））に文書（「災害救助用米穀緊急引渡要請書」）により要請するものとし、地域課長等は、「災害救助用米穀緊急引渡指図書」を発行、交付する。</p> <p>(ウ) 受領</p> <p>a 市長は、災害救助用米穀緊急引渡指図書を受領する場合は、受領の証として、指図書の下部欄外に記名押印するものとする。</p>	<p>【案124～126ページ】</p> <p>(3) 政府所有米の調達</p> <p>市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。</p> <p>なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等から精米機により精米し、供給する。</p> <p>交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。</p> <p>【第6編資料編523ページ 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・応急食糧受領書】</p>

b 市長の代理人が、荷渡指図書及び災害救助用米穀緊急引渡指図書を受領する場合は、委任状を提出するものとする。

(エ) 市長は、(イ)に定める地域課長等に連絡がとれない場合に限り、農林水産省指定倉庫の責任者に文書（「災害救助用米穀緊急引渡要請書」）により直接要請を行うことができる。

(オ) 市長は、農林水産省指定倉庫から政府米の引渡しを受けたときは、実取引人をして「災害救助用米穀受領書」（荷渡指図書及び災害救助用米穀緊急引渡指図書下部欄外の実取引人の受領印を含む。）を倉庫の責任者に提出するものとする。

ウ 乾パンについては、農林水産省備蓄倉庫により知事の指定する場所まで政府運送の上、所長より売却を受け調達する。

ただし、備蓄数量に不足を生じたときは、自衛隊備蓄分から所長が管理換えを受けて、調達する。

エ ア、イ及びウによる食糧の受渡しは、食糧受渡し系統図ア、イ、ウ及びエのとおりである。

【第6編資料編5.2.3ページ 5 調査・報告・要請様式 応急食糧緊急引渡要請書・応急食糧受領書】

(4) 精米計画

前記(3)の調達計画のうち、米穀販売業者から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売業者等の精米機により精米し、供給する。

(5) 市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

(6) 政府所有米穀の受渡し系統図

(4) 市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

(5) 政府所有米穀の受渡し系統図

【案321～323ページ】

(3) 関東農政局千葉地域センターからの調達計画

ア 米穀の調達を市長が必要と認める場合は、知事に対して給食を必要とする米穀の数量を要請し、知事は、災害応急用米穀数量等通知書により関東農政局千葉地域センター所長（以下「所長」という。）に通知する。所長は、米穀販売事業者に対して手持ち精米を知事又は知事の指定する者への売却を要請する。ただし、災害が広範囲にわたり調達量が多いときは、知事（農林水産部）が直接売却を受けて、農林水産省指定倉庫から調達する。

イ 災害救助法が適用された場合で政府米の調達を要するときは、下記により処理する。

(イ) 知事は、災害救助用米穀緊急引渡要請書により所長に要請するものとし、所長は、荷渡指図書（物品在庫数量が不明確なとき又は災害救助用米穀の所要量に変動が予想されるときは、概数荷渡指図書）を発行、交付する。

(イ) 交通通信が途絶し、孤立して前項（ア）の手続きがとれないときは、市長は千葉地域センター地域第二課長（地域第二課長に連絡がとれない場合は、引渡しを希望する農林水産省指定倉庫の保管指導担当者である千葉地域センター職員（以下「地域課長等」という。））に文書（「災害救助用米穀緊急引渡要請書」）により要請するものとし、地域課長等は、「災害救助用米穀緊急引渡指図書」を発行、交付する。

(ウ) 受領

a 市長は、災害救助用米穀緊急引渡指図書を受領する場合は、受領の証として、指示書の下部欄外に記名押印するものとする。

b 市長の代理人が、荷渡指図書及び災害救助用米穀緊急引渡指図書を受領する場合は、委任状を提出するものとする。

(エ) 市長は（イ）に定める地域課長等に連絡がとれない場合に限り、農林水産省指定倉庫の責任者に文書（「災害救助用米穀緊急引渡要請書」）により直接要請を行うことができる。

(オ) 市長は、農林水産省指定倉庫から政府米の引渡しを受けたときは、実取

【案321～323ページ】

(3) 政府所有米の調達

市長は、災害の発生に伴い給食に必要な米穀の確保のため、政府所有米の調達を要するときは、数量を知事に申請する。知事は、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、知事は、局長と売買契約を締結したうえで、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

交通通信が途絶し、災害地が孤立して上記の手続きが取れない場合は、市長は直接局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行う。この場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。

【第6編資料編523ページ 5 調査・報告・要請様式 災害救助用米穀の引渡要請書・緊急食糧受領書】

引人をして「災害救助用米穀受領書」(荷渡指図書及び災害救助用米穀緊急引渡指図書下部欄外の裏引取人の受領印を含む。)を倉庫の責任者に提出するものとする。

ウ 乾パンについては、農林水産省備蓄倉庫により知事の指定する場所まで政府運送の上、所長より売却を受け調達する。

ただし、備蓄数量に不足を生じたときは、自衛隊備蓄分から所長が管理換えを受けて、調達する。

エ ア、イ及びウによる食糧の受渡しは、食糧受渡し系統図ア、イ、ウ及びエのとおりである。

【第6編資料編523ページ 5 調査・報告・要請様式 応急食糧緊急引渡要請書・応急食糧受領書】

(4) 精米計画

前記(3)の調達計画のうち、米穀販売業者から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、米穀販売業者等の精米機により精米し、供給する。

(5) 市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

(6) 政府所有米穀の受渡し系統図

(4) 市備蓄物資の活用

市備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

(5) 政府所有米穀の受渡し系統図